

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

### 事業継続力強化支援事業の目標

## I 現状

### (1) 地域の災害リスク

#### 【位置及び概況】

利根町は、東経 140 度 9 分、北緯 35 度 51 分に位置し、茨城県最南端の利根川流域にあって、東京の都心から 40km 圏内に該当する。町域は、東西間 8.3km、南北 5.2km で総面積は 24.9 km<sup>2</sup>である。北は龍ヶ崎市、東は河内町、西は取手市に接し、南は利根川をはさんで千葉県我孫子市、印西市、栄町に隣接している。町内の広域的な交通網としては主要地方道取手東線と主要地方道千葉竜ヶ崎線及び県道立崎羽根野線がある。このほか、利根川対岸の我孫子市布佐にある J R 成田線布佐駅が最寄りの鉄道駅となる。

江戸期からの布川町と明治 22 年の市町村制により生まれた文村、文間村、東文間村の 1 町 3 村が昭和 30 年に合併してできた町であり、現在もこの 4 つの地区に大別されている。布川地区を中心に古くから利根川の船着場、宿場町として発展し、利根川の水運が衰えた後は農業地域として発展してきた。昭和 40 年代後半から始まった住宅団地の建設により飛躍的に人口が増加し、昭和 50 年から 55 年にかけての 5 年間では 50% を超す増加率であった。現在人口は減少の状況にあるが、もえぎ野台や四季の丘が分譲中であり、首都圏のベッドタウンとして位置づけられている。



#### 【地形・地質】

当町の地形は北部の羽根野、早尾、文間及び南部の布川の台地部分とそれらを囲む低地部分に大別される。台地のうち北部のものは利根川左岸に沿って分布する北相馬台地の一部であり、南部の布川台地は、元来は我孫子台地の東端部にあたるものが、利根川の改修工事によって切り離されたものである。羽根野～押戸の北部台地は標高 20～29m、南部の布川台地は、標高 15～21m で、北部及び南部の台地とも低地との間には傾斜 40 度以上の急崖が形成されている。台地上面は、昭和 40 年代以降、大規模住宅団地造成のため、切土や盛土などによる地形の改変が著しい。台地部の地質は、新生代第四紀更新世の下総層群と呼ばれる海成堆積層と関東ロームと呼ばれる火山灰層からなっている。このうち下総層群は上部の見和層と下部の石崎層に区分されるが、見和層が比較的軟弱な層を含むのに対し、石崎層は浅海性の固い砂層であり基盤層を形成する。

低地部は、小貝川沿いの小貝川低地と利根川沿いの利根川下流低地に該当し、古くから河川の氾濫が繰り返されたため、多くの自然堤防があり微高地を形成している。この自然堤防の上には旧集落が帯状に分布している。低地部には、砂・粘土互層～海成粘土～砂層～砂・粘土互層のサイクルで堆積した沖積層が広く分布している。沖積層は、藤代層と呼ばれる縄文海進時に堆積した層で、上部に砂質層を有し、下部には極めて軟弱な粘土層が厚く堆積している。この軟弱な層は、深い所では 30m 以上あり、場所によっては下部や中間に砂層を有するところがある。沖積層の下には基盤層である石崎層が堆積している。

#### 【気象】

当町の気候は温暖で、2012 年の龍ヶ崎市の年間の平均気温は 14.7℃と東京 (16.3℃) より約 2℃低く、水戸市 (13.9℃) より約 1℃高い。年間降水量は 1,261mm で冬季の積雪は少ない。風は夏季が南南西、冬季は北西の風が強い。

### 【土砂災害の予測】

当町においては急傾斜地崩壊危険箇所として 12 箇所が指定（平成 23 年茨城県告示第 233 号）されている。これらは、町北西部及び町南西部の台地縁辺で、いずれも 40° を超える急斜面である。これらの地域の地質は、表層は関東ロームを被り、常総粘土層、龍ヶ崎砂層を薄く乗せ、その下は下総層群の見和層が露出する。見和層は、半固結の砂層であるが、地表に表れて風化を受けると崩れやすい性質をもつため、指定された 12 箇所は全てが土砂災害特別警戒区域であり、地震による強い揺れにより崩壊等が発生することも予測される地域である。



出典) 茨城県生活環境部 防災・危機管理課 防災・危機管理課 提供資料

### ■急傾斜地崩壊危険箇所

番号	箇所番号	箇所分類 I・II・III	斜面区分	箇所名	位置		延長 (崖長)	勾配 (傾斜)	高さ (崖高)	保全 人家戸数
					大字	小字				
1	564-I-001	I	自然斜面	羽根野	羽根野	羽根野台	910	48°	15	52
2	564-I-002	I	自然斜面	押戸	押戸	富士根	440	44°	20	9
3	564-I-003	I	自然斜面	南	押戸	南	330	44°	18	9
4	564-I-004	I	自然斜面	立木	立木	宮宿	500	54°	12	15
5	564-I-005	I	自然斜面	片町	立木	片町	440	55°	13	14
6	564-I-006	I	自然斜面	北郷	布川	北郷	480	45°	11	23
7	564-I-007	I	自然斜面	東	布川	東	420	45°	14	31
8	564-I-008	I	自然斜面	馬場-1	布川	馬場	220	60°	12	12
9	564-I-009	I	自然斜面	馬場-2	布川	馬場	120	50°	15	1
10	564-I-010	I	自然斜面	内宿	布川	内宿	250	41°	9	12
11	564-I-011	I	自然斜面	早尾	早尾	早尾台	250	32°	10	9
12	564-II-001	II	自然斜面	大平	大平	宮久保	240	52°	14	3

箇所区分 I・II・III の分類は、傾斜度 30° 以上、高さ 5m 以上の急傾斜地（人工斜面を含むすべての急傾斜地）で被害想定区域内に人家 5 戸以上（5 戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館等のほか社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設のある場合を含む）ある場合は急傾斜地崩壊危険箇所 I とし、同区域内に人家が 1～4 戸の場合は急傾斜地崩壊危険箇所 II とし、さらに同区域内に人家がない場合でも急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面として延長が 100m を超える斜面を急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面 III として調査した結果を表すものである。

出典) 茨城県地域防災計画（資料編）「8-4 急傾斜地危険箇所（290 頁）」

**【茨城県南関東直下地震の想定】**

当町では、町の南部を流れる利根川沿いを中心に沖積低地が広く分布し、このような地域で地震の揺れが大きい。とりわけ、地震モデルB（茨城県南西部西側）のケースでは、町の東南部で震度 6 弱の揺れが発生し、建物倒壊等の被害が相当数にのぼる可能性が予測された。なお、当町に震源が近い地震モデルCより、地震モデルBの被害が大きいのは、断層の破壊が断層の北西端から北東端へと進んだために、地震のエネルギーが破壊の進行方向である当町に集中したためである。

**茨城県南関東直下地震被害想定調査結果の概要（利根町）**

地震モデル	A 埼玉県北東部	B 県南西部西側	C 県南西部東側	D 千葉県北東部
マグニチュード	7.0	7.0	7.0	7.0
震度	5 弱～5 強	5 強～6 弱	5 弱～6 弱	5 弱～5 強
液状化可能性	高い箇所あり	極めて高い箇所あり	高い箇所あり	高い箇所あり
死者	2 人	7 人	7 人	0 人
負傷者	70 人	180 人	170 人	0 人
罹災者	130 人	1,120 人	1,000 人	0 人
木造建物被害	872 棟	1,652 棟	1,562 棟	561 棟
非木造建物被害	63 棟	145 棟	140 棟	201 棟
出火	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
上水道管被害	6 カ所	93 カ所	53 カ所	5 カ所
下水道管被害	1 カ所	9 カ所	5 カ所	0 カ所
ガス管被害	0 カ所	6 カ所	3 カ所	0 カ所
電線被害	207 条・スパン	367 条・スパン	366 条・スパン	140 条・スパン
断水	53 世帯	1,396 世帯	735 世帯	49 世帯
停ガス	3,026 世帯	3,026 世帯	3,026 世帯	3,026 世帯
停電	1,645 世帯	2,010 世帯	2,008 世帯	1,435 世帯

注) ただし、冬の平日午後 6 時ごろに地震が発生した場合で、気象条件は以下のように仮定されている。 天候：晴れ 風速：15～2m/s 風向：西～北 湿度：60%  
 出典) 茨城県地震被害想定調査報告書（平成 7 年 8 月）



**【水害危険性の想定】**

当町では、過去に何度か河川氾濫による水害に見舞われている。近年で規模の大きな氾濫は、昭和 56 年 8 月に小貝川の高須橋上流左岸の決壊であり、浸水区域は、町北東部に広がり、東文間地区の加納新田・惣新田等では家屋の浸水があった。また、これに伴う新利根川の逆流により、新利根川沿いにも被害があった。

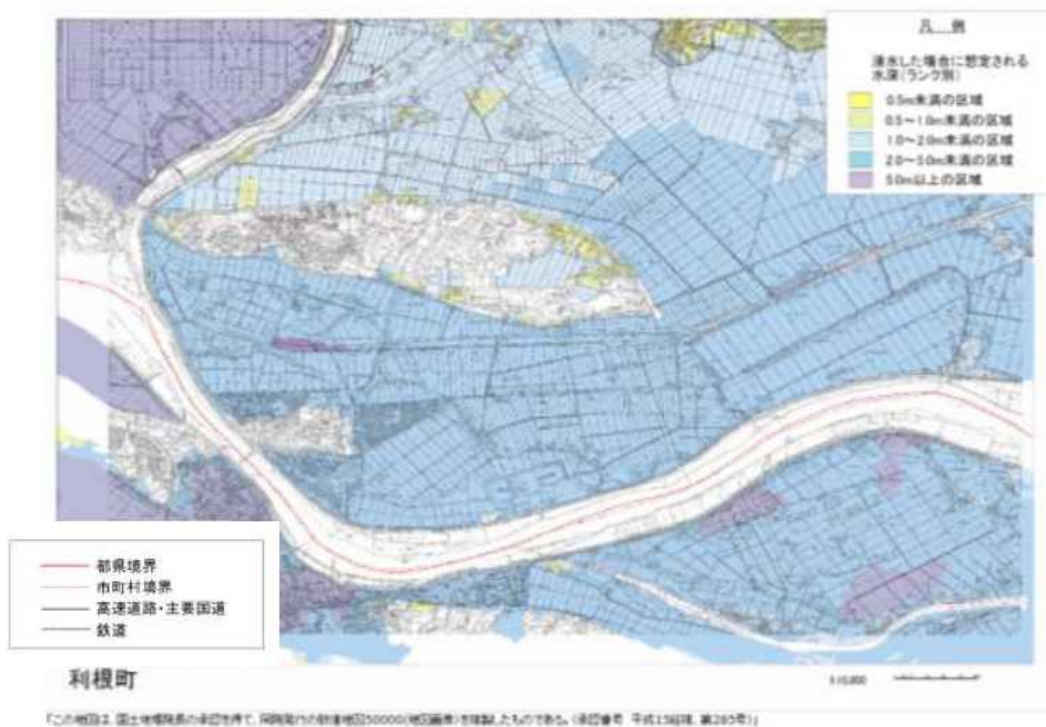
水害の危険性については、国土交通省が、平成 17 年に当時の水防法改正による利根川及び小貝川の洪水氾濫シミュレーションを行い、利根川水系浸水想定区域図及び小貝川水系浸水想

定区域図を作成している。このシミュレーション結果をみると、当町は台地部を除き、最大で2～5mの水害（外水氾濫）の潜在的危険性があることがわかる。低地の水害危険性は、地表面の微妙な高低差（すなわち微地形）に左右され、相対的に低いところや、水の集まりやすい地形のところで水害の危険性が高くなる。

当町では、布川台、八幡台、羽根野、早尾、大平、奥山、押戸等の台地は、水害の危険性はほとんどない。また、立木、大房、下曾根、下井、羽中、立崎等の台地低位面や自然堤防上に立地する旧集落も比較的安全である。中谷地区～立崎地区の利根川本川沿いの旧河道、谷原～羽中の間にある後背湿地は地形的に水が集まりやすく、水害の危険性は相対的に高いと予想される。

■水害の危険性

危険性		微地形
危 ↑↓ 安	險 ↓↑ 全	旧河道、後背湿地
		氾濫平野、谷底平野、小規模な自然堤防、盛土地
		明瞭な自然堤防、台地低位面、高盛土
		台地下位面、台地上位面



【利根川水系浸水想定区域図（国土交通省利根川下流河川事務所）】

作成主体 国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所  
 国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所  
 作成年月日 平成 17 年 3 月 28 日  
 指定の前提となる計画降雨 利根川流域、八斗島上流域 3 日間総雨量 318mm

【感染症】

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

## (2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 388人
- ・小規模事業者数 323人

### 【内訳】

産業大分類	商工業者数 (うち小規模事業者数)	備考 (事業所の立地状況等)
農業、林業	3 (3)	利根川沿いに多い
漁業	0 (0)	町内に広く分散している
鉱業、採石業、砂利採取業	0 (0)	町内に広く分散している
建設業	68 (66)	町内に広く分散している
製造業	27 (19)	町内に広く分散している
電気・ガス・熱供給・水道業	1 (0)	町内に広く分散している
情報通信業	5 (5)	町内に広く分散している
運輸業、郵便業	7 (7)	町内に広く分散している
卸売業・小売業	100 (83)	町内に広く分散している
金融業・保険業	3 (2)	町内に広く分散している
不動産業、物品賃貸業	10 (9)	町内に広く分散している
学術研究、専門・技術サービス	12 (11)	町内に広く分散している
宿泊業、飲食サービス業	26 (20)	町内に広く分散している
生活関連サービス業、娯楽業	47 (45)	町内に広く分散している
教育、学習支援業	13 (9)	町内に広く分散している
医療、福祉	34 (17)	町内に広く分散している
複合サービス事業	4 (1)	町内に広く分散している
サービス業(他に分類されないもの)	28 (26)	町内に広く分散している
<b>合 計</b>	<b>388 (323)</b>	

《出典：経済センサス(活動調査) 28年》

## (3) これまでの取組

### 1) 当町の取組

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・利根町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・新型コロナウイルス感染症に伴う支援策（協力金、補助金、緊急融資等）
  
- ・地域防災計画の策定、利根町防災会議による防災計画の推進
- ・災害時相互応援協定等の締結
- ・防災行政無線等による情報伝達体制の構築
- ・指定避難所等の設置
- ・土砂災害防止対策（土砂災害危険箇所の点検等）
- ・防災訓練等の実施
- ・自主防災組織の活性化
- ・住民の防災意識啓発を目的とした出前講座の開催
- ・防災の手引き、洪水ハザードマップ、地震ハザードマップ・液状化マップ等作成/配布
- ・防災士連絡会の設立
- ・防災資機材購入等に係る助成

### <感染症対策関係>

- ・「利根町新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置、運営及びこれに沿った各種対策の実施

#### 2) 当会の取組

(自然災害)

- ・事業者BCP（事業継続力強化計画を含む）（以下、事業者BCPとする。）に関する国の施策の周知

BCPの策定や見直しをする際の専門家派遣制度、防災・減災への取り組みに関する融資制度等、国や県の支援施策について、巡回・窓口相談等により周知している。

- ・事業者BCP策定セミナーの開催

BCP策定支援実績豊富な専門家による、BCPの必要性や基礎知識に関するセミナーの開催。

- ・茨城県商工会連合会、茨城県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進

茨城県商工会連合会、茨城県火災共済協同組合等と連携し、災害時に備える会員向け保険制度への加入促進に取り組んでいる。

(感染症)

- ・相談窓口の設置、緊急融資相談会、イベントの中止／延期

【相談窓口の開設】資金調達や補助金申請、雇用調整助成金、持続化給付金、休業要請への対応など関連する施策の情報提供を行っている。臨時相談窓口として、期間を限定し夜間や休日での相談対応を行っている。

【緊急融資相談会】同感染症の感染拡大により売上的大幅な減少を余儀なくされた事業者を対象に、日本政策金融公庫とともに融資相談会を開催。

- ・茨城県商工会連合会、利根町と連携した感染拡大防止に向けた情報提供

茨城県商工会連合会、利根町等と連携し、感染拡大防止に向けて会員への情報提供を行っている。

## II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、災害復旧への備えとなる保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している、といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

(商工会の課題)

- ・当商工会の所在地が地震の被害や河川氾濫に伴う浸水の可能性が高く、発災時に早急な対応の拠点として機能しない可能性がある。
- ・BCPに沿った緊急対応のトレーニングが十分になされていないため、緊急対応の知識・行動を職員に周知・教育ができていない。
- ・当会には、有事の際の防災経験および訓練自体の経験が少ない職員も在籍しており、今後はハザードマップの把握をはじめとする危機管理に関する情報収集、防災意識の高揚が急務である。
- ・感染症リスクを考慮するとテレワークや遠隔地とのやりとりにおけるオンライン会議システム等の仕組みづくりが必要である。
- ・職場における感染防止対策の周知と実施の徹底、確認が必要である。

(管内事業者の課題)

- ・管内事業者のBCPあるいは事業継続力強化計画の策定件数が十分ではなく、啓発活動の強化が必要である。
- ・事業者に向けて、地域の災害リスクに関しての周知が不足している。
- ・管内事業者には小規模事業者(特に家族のみで経営している事業者)が多く、BCPへの関心が低くBCPに取り組む意識も薄く優先順位も高くないため、防災・減災・復旧対策が不十分。
- ・当会の事業者に対する支援においても事業計画策定支援や販路開拓支援が中心になっておりBCPに関する支援は少なく支援の比重も低いため、BCPのメリットや必要性について事業者に周知が進んでおらず、BCPの策定支援まで繋がっていない。
- ・新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、一斉休業や営業停止に追い込まれるリスクがある。感染症リスクに対応した支援体制を構築する必要がある。

### III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・小規模事業者に対して災害リスクの認識を促すとともに、事前の計画策定等を支援する。
  - 事業継続力強化計画認定 2事業者/年
  - 各種共済・保険制度への加入推進(見直し含む) 3事業者/年  
(火災保険、業務災害保険、ビジネス総合保険、経営者休業補償、休業対応応援共済、福祉共済、貯蓄共済、その他)
- ・行政(国・県・町)や茨城県商工会連合会からの情報を迅速に収集し、正しい知識と情報の提供に努める。
- ・館内の感染予防対策を行った上での来客者対応、オンライン会議システム等を活用した相談窓口体制など感染症リスクに機動的に対応できる体制の構築を図る。

#### ※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和5年4月1日～令和10年3月31日)

### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### < 1. 事前の対策 >

自然災害や感染症発生時における緊急時の取組について具体的な体制やマニュアルを整備し、速やかな応急対策等に取り組みめるように準備する。

#### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・ 会報や町広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCP（事業継続力強化計画等）に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 管内小規模事業者に対し、事業者BCP（事業継続力強化計画等、その他即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP策定による実効性のある取組みの推進や、効率的な訓練等についての助言を行う。策定支援にあたっては、下記事業を行う。
  - 経営指導員等を対象としたBCP策定支援研修
  - 小規模事業者を対象としたBCP策定セミナー
  - 小規模事業者を対象とした個別支援（専門家派遣・相談会）。
  - 小規模事業者・中小事業者を対象としたリスクマネジメントセミナー
  - 小規模事業者・中小事業者を対象とした対象業種別部会を通じたセミナー

#### 2) 商工会自身の事業継続計画の作成

当会は、令和4年に事業継続計画（BCP）を作成（別添）。

#### 3) 関係団体等との連携

- ・ 茨城県商工会連合会、損保会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険（ビジネス総合保険等）の加入促進等について連携して実施する。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

#### 4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認



- ・事業者BCP（事業継続力強化計画等）策定支援の進捗につき、経営指導員が巡回窓口等で確認し随時必要な場合には、専門家を交えるなどフォローを行う。
- ・必要に応じて、利根町事業継続力強化支援協議会（仮称）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

### 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・避難訓練、安否確認訓練、事業継続に係るバックアップの手順確認
- ・自然災害害（震度5強の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

## < 2. 発災後の対策 >

### ■大規模自然災害

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

#### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。  
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。）

#### 2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に当町、茨城県商工会連合会と情報共有する。  
（例：被害規模の目安は以下を想定）

被害規模	被害の状況	想定する応急対応
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①相談窓口の設置</li> <li>②被害調査</li> <li>③経営課題把握</li> <li>④復興支援業務</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①相談窓口の設置</li> <li>②被害調査</li> <li>③経営課題把握</li> </ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

#### 3) 被害情報の共有

本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヵ月	1週間に2回共有する
1ヵ月以降	1週間に1回共有する

## ■感染症の世界的大流行（パンデミック）

感染症の世界的大流行（パンデミック）が発生した場合は、以下の手順で対応する。

### 1) 管内事業者に対するリスクの周知

- ・発生国の経済状況・工場の稼働状況等、今後管内事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。

### 2) 管内事業者の被害状況の確認

- ・当町は、来庁又は問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。
- ・当会は、巡回・電話等により管内事業者の被害状況を確認する。

### 3) 被害情報の共有

- ・当会と当町は、原則として以下の間隔で被害情報等を共有する。

海外発生期	1週間に1回共有する
国内発生早期	1週間に1回共有する
国内感染期	2日に1回共有する
国内感染拡大期	1日に1回共有する

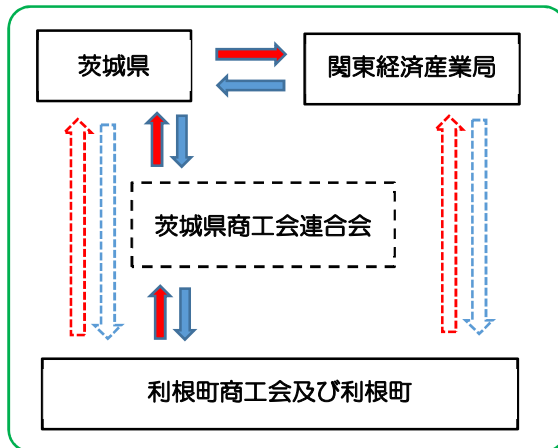
### 4) 被害情報の報告

- ・当会と当町とで情報を共有した上で、町においては県が定める期日までに県へ報告する。また、当会においては県連合会が定める期日までに県連合会に対しても報告を行う。
- ・新型インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症が拡大することで、社会生活や企業活動に多大な影響を及ぼす事態が想定される。当会が講じる事業継続力強化支援計画では、こうした感染症等が爆発的に流行するケースも想定したBCP対策が重要であると位置付け、以下の内容についても計画に盛り込むように指導する。
  - ① 客観的に正確な情報を収集し必要な対策を講じること
  - ② 交代勤務・在宅勤務・代替要員等の人的資源の確保
  - ③ 2か月程度を想定した運転資金の確保対策
  - ④ 職場における集団感染の予防策
  - ⑤ 仕入調達先の複数確保や、サプライチェーンにおける原材料や在庫の常時確保・保管の要請
  - ⑥ テレワーク体制の構築

## < 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことの可否について検討する。
- ・当会と当町は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、茨城県の指定する方法にて当会又は当町より茨城県へ報告する。

(連絡体制)



(被害状況様式)

調査対象		調査対象																	
調査対象	調査対象	調査対象																	
No.	調査対象	調査対象	調査対象	調査対象	事業の被害状況														
					調査対象	調査対象	調査対象	調査対象	調査対象	調査対象	調査対象	調査対象	調査対象	調査対象	調査対象	調査対象			
1	調査対象	調査対象	調査対象	調査対象	調査対象	調査対象	調査対象	調査対象	調査対象	調査対象	調査対象	調査対象	調査対象	調査対象	調査対象	調査対象	調査対象	調査対象	調査対象

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、利根町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や茨城県、町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

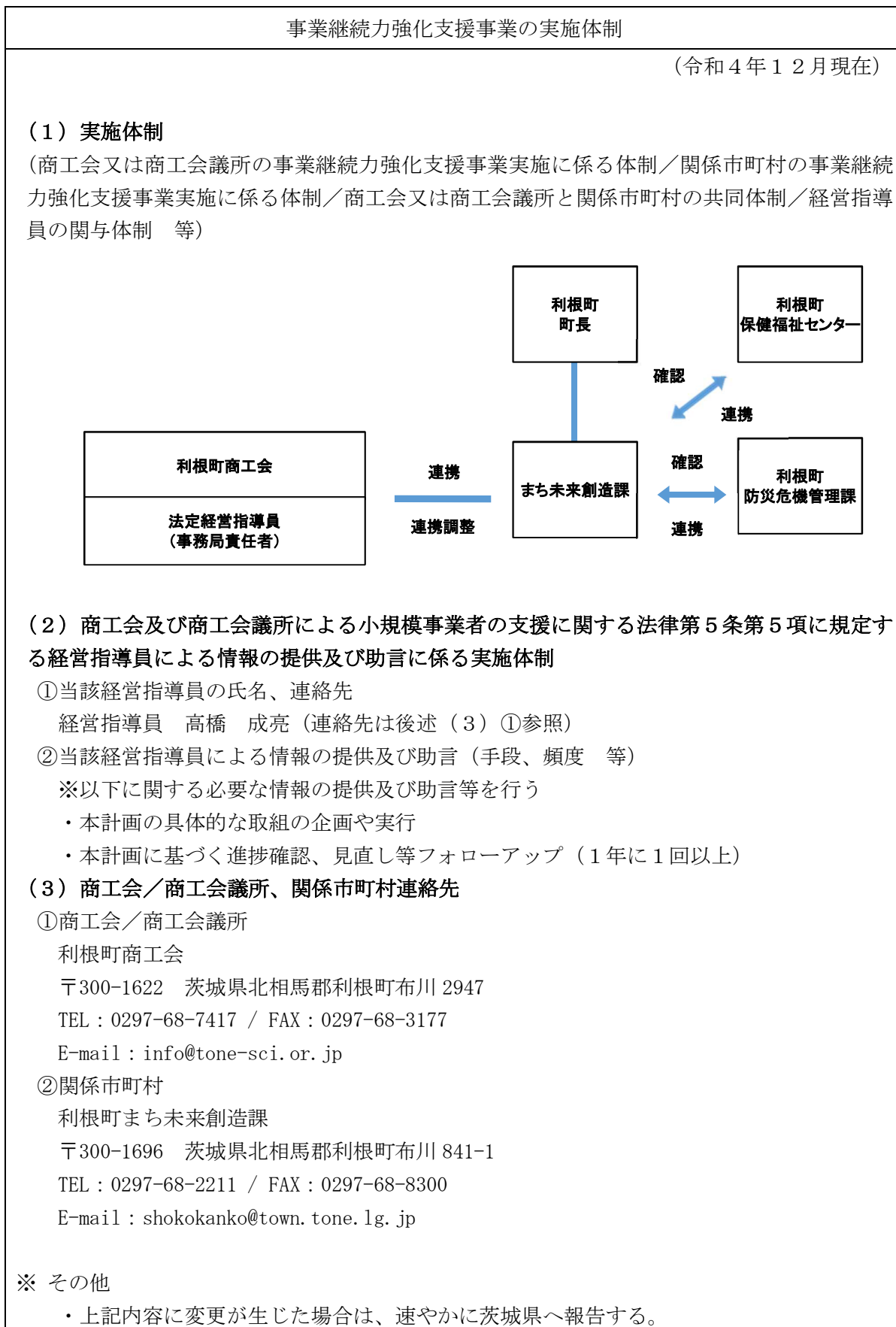
- ・茨城県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を茨城県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	500	500	500	500	500
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ 協議会運営費	100	100	100	100	100
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ パンフ、チラシ作製費	100	100	100	100	100
・ 防災、感染症対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、利根町補助金、茨城県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
連携なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等